

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日の日)

目次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
入会林野整備計画の適否の決定
- ◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◇ 公 告 鳥取県職員採用上級試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百三十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年三月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口外科クリニツク	鳥取市片原五丁目一五八―五	昭和五十六年二月二十三日
クリニツク クリニツク	米子市西福原七二三	昭和五十六年三月一日
加藤医院 佐治出 張診療所	八頭郡佐治村加瀬木二二三五	"
遠藤全快堂薬局	米子市日野町二〇―二一	"
高橋歯科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇―一	昭和五十六年二月二十七日

鳥取県告示第二百四十四号

西伯郡大山町佐摩二二六番地佐摩入会林野整備組合長松原正實から申請のあつた佐摩入会林野整備計画については、昭和五十六年二月五日適

当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
佐摩入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年三月四日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林務課及び大山町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の

規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年三月三日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

- 一 聴聞の期日及び場所
昭和五十六年三月十二日午後一時から鳥取市東町二丁目二〇番地
鳥取県警察本部内 鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）
- 二 被聴聞者の住所及び氏名
米子市吉岡二八一番地 藤原昭治

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和56年 3 月 3 日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

- 一 試験の名称

昭和55年度第2回鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
士	約 5 名
木	約 5 名

3 対象となる職種

知事の事務部局及び企業局に勤務する行政職給料表6等級相当程度の
係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、給料月額97,000円
のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者。

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第
261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受
験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験科目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式及び記述式)及び
適性検査とし、専門試験の出題分野は、数学、物理、材料力学、水理

学、土質工学、材料学、土木施工、都市計画、測量、河川、橋梁、道
路、港湾及び上水道とする。

(2) 試験の期日

昭和56年3月13日(金)

(3) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和56年3月中旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)
にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験科目

論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別
面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和56年3月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和56年3月下旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この
名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

ること。

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び受付時間

ア 申込受付期間

昭和56年3月3日(火)から同月12日(木)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和56年3月12日までに到着したものに限り受け付ける。

ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日試験場において受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、260円切手をはり、速達扱いとしたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照す

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。】